かつ円滑な運営を阻害しない範囲において、国鉄の長期借入金及び鉄道債券に係る債務その他の債務を承継させる等の措置その他旅客会社及び貨物会社の収益を調整するための措置を講じた上で、国鉄の営業路線を旅客会社に引き継いだ。その際、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社については、不採算路線も含めた事業全体で採算が確保できるよう、国鉄の長期債務を承継させないこととした上で、経営安定基金を設置した。今般の九州旅客鉄道株式会社の完全民営化に当たっては、経営安定基金が果たしている機能を実質的に確保するため、鉄道ネットワークの維持・向上に資する鉄道資産等に振り替えることとした。また、運賃及び料金の設定、線路その他の鉄道施設の使用その他の鉄道事業に関して旅客会社及び貨物会社の間の協力及び連携の体制の整備等を行った。さらに、旅客会社及び貨物会社には、鉄道事業以外の事業の経営を鉄道事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがない範囲において幅広く認めて収益性の向上を図り、その経営の安定を図るとともに、旅客会社及び貨物会社にあっては、その営む事業が地域における経済活動に与える影響にかんがみ、その地域において同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないように特に配慮することとした。国鉄改革においては、このような措置をとることによって、国鉄が事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保及び国鉄が経営していた鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持を図った。そして、このような国鉄改革の経緯を踏まえた事業運営は、これまで旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の枠組みの中で行われてきた。

平成十三年十二月には、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用から除外されることとなったが、なお当分の間、国鉄改革の経緯を踏まえた事業運営を確保するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項の新会社（以下「平成十三年新会社」という。）がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針を定めた。

今般、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下「改正法」という。）の施行により、改正法附則第二条第一項の新会社（以下「新会社」という。）は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用から除外されることとなるが、その営む鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びにその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るためには、なお当分の間、国鉄改革の経緯を踏まえた事業運営が行われる必要がある。このため、新会社については、平成十三年新会社と同様に、国鉄改革の経緯を踏まえ、会社間（改正法附則第二条第二項第一号に規定する会社間をいう。以下同じ。）における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項並びに新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項について、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項をこの指針において定めることとしたものである。

Ⅱ　配慮すべき事項

新会社は、Ⅰの趣旨を踏まえ、以下の1から3までに規定する事項に配慮してその事業を営むものとする。

1　鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

一　新会社は、その営業路線及び他の新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項の旅客会社又は平成十三年新会社の営業路線をまたがって乗車する旅客の運賃及び料金を定める場合には、次に掲げる事項に配慮してこれを定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

イ　当該旅客が乗車する全区間の距離を基礎として運賃及び料金を計算すること。

ロ　当該旅客が乗車する全区間の距離に応じて運賃を逓減させること。

二　新会社は、その敷設する鉄道線路（鉄道線路に係る電気関係施設を含む。以下同じ。）を貨物会社に使用させる場合には、貨物会社との協議を経て、貨物会社が当該鉄道線路を使用することにより追加的に発生すると認められる経費に相当する額を基礎として、貨物会社が新会社に支払うべき当該鉄道線路の使用料を定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

三　新会社は、他の会社（他の新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項の会社又は平成十三年新会社をいう。以下同じ。）との駅、鉄道線路その他の鉄道施設の使用に関する協定その他の鉄道事業に関する協定を当該他の会社の鉄道事業の健全かつ円滑な経営及び利用者の利便に配慮した内容とし、当該協定を遵守するとともに、当該協定を締結し、変更し、更新し、又は廃止する場合には、当該他の会社の鉄道事業の健全かつ円滑な経営及び利用者の利便に配慮するものとする。

2　国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項

一　国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持に関する事項

イ　新会社は、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて現に営業する路線の適切な維持に努めるものとする。

ロ　新会社は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十八条の二の規定により現に営業している路線の全部又は一部を廃止しようとするときは、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を関係地方公共団体及び利害関係人に対して十分に説明するものとする。

二　駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項

新会社は、駅（出入口、改札口その他の駅施設を含む。）その他の鉄道施設を整備するに当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の規定により同法第二条第二号に規定する移動等円滑化のため必要な措置を講ずるなど当該鉄道施設の利用者の利便の確保に配慮するものとする。

3　中小企業者への配慮に関する事項

新会社は、その営む事業が地域における経済活動に与える影響にかんがみ、その地域において当該新会社が営む事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮するものとする。

○国土交通省告示第千二百七十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号イを次のように改める。

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。）第十一条の七の表第一号中欄イからヘまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。）附則第二